## 変更届出に必要な書類

## ○必ず必要な書類

- ・様式第8号の2(県単独指定難病の医療給付に係る変更届出書)
- · 県単独指定難病医療受給者証

## ○変更事項ごとに必要な書類

## 患者・保護者・ 送付先に関す る事項

● 変更事項がわかる**運転免許証や住民票等のコピー** ※連絡先(電話番号)及び送付先の変更は書類不要です。

## 健康保険に関

する事項

- |● 患者本人の加入している健康保険が確認できる書類のコピー等(別紙参照)
- 同意書 (記名の上、2部 (保険者送付用・県保管用) 提出してください。)
- 患者本人が次の(ア)~(ウ)を所持している場合はそのコピー
  - √ (ア)一部負担金の割合が「3割」と表示された高齢受給者証
    - (イ) 健康保険限度額適用認定証
    - (ウ)健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
- 患者が加入する健康保険の種類 (A~C) に応じた次の書類

	保険の種類	添付書類
A	国民健康保険(市町村) 後期高齢者医療広域連合	上記以外必要な書類はありません。
В	国民健康保険組合(土建 国保、建設国保など)	①患者本人 及び ②患者と同じ健康保険に加入している方全 員の市町村・県民税課税 (非課税) 証明書 ※ 義務教育修了前の児童で証明書記載の扶養人数に記載されている方の証明書は省略可能です。 <下記のア~ウ全てに該当する場合に提出する書類> ⇒上記①②のうち公的年金受給者の公的年金等源泉徴収 ア 患者の年齢が 70 歳以上 イ 上記①②の全員が市町村民税非課税 ウ 上記①②の中に公的年金受給者がいる
С	A、B以外の健康保険(全国健康保険協会、共済組合など)の場合	<ul> <li>&lt;被保険者の市町村民税が非課税の場合に提出する書類&gt;</li> <li>⇒被保険者の市町村・県民税非課税証明書</li> <li>&lt;下記のア〜ウ全てに該当する場合に提出する書類&gt;</li> <li>⇒被扶養者全員の市町村・県民税非課税証明書</li> <li>⇒被保険者、被扶養者のうち公的年金受給者の公的年金等源泉徴収票</li> <li>ア 患者が 70 歳以上 75 歳未満イ 被保険者及び被扶養者全員が市町村民税非課税ウ 被保険者及び被扶養者の中に公的年金受給者がいる</li> </ul>

## ≪注意事項≫証明書類は変更届出を行う時期によって必要年度、必要年が異なります。

証明書類の種類	変更届出を行う時期
市町村民税·県民税課税(非	4月1日から6月30日…前 <b>年度分</b> に係る証明書類
課税)証明書	7月1日から3月31日…届出を行う <b>年度分</b> に係る証明書類
公的年金等源泉徴収票	1月1日から6月30日…前々 <b>年分</b> に係る証明書類
A的干亚 (	7月1日から12月31日…前 <b>年分</b> に係る証明書類

## 支給認定基

# 準世帯員に

関する事項

- 患者本人と世帯員全員の記載がある住民票のコピー
- 患者が加入する健康保険の種類 (A~C) に応じた次の書類

保険の種類	添付書類
国民健康保険 (市町村)	①患者本人 及び ②患者と同じ健康保険に加入している方全員 (*1) の  「・加入している健康保険が確認できる書類のコピー等 (別紙参照) ・市町村・県民税課税 (非課税) 証明書 (*2)
後期高齢者 医療広域連合	(*1) 患者が 18 歳未満で保護者(申請者)が後期高齢者医療広域連合に加入している場合は、保護者(申請者)の書類も提出してください。 (*2) 義務教育修了前の児童で証明書記載の扶養人数に記載されている方の証明書は省略可能です。
国民健康保険組合 土建国保、建設国保など	< <u>上記①②の全員が市町村民税非課税の場合&gt;</u> ⇒申請者(患者本人又は保護者)の ・市町村・県民税課税(非課税)証明書(①②と重複する場合は不要) ・遺族年金、障害年金等の振込通知書等のコピー
上記以外の健康保険 全国健康保険協会、健康	<ul> <li>・患者本人の加入している健康保険が確認できる書類のコピー等(別紙参照)</li> <li>・申請者(患者本人又は保護者)及び被保険者の市町村・県民税課税(非課税)証明書(同一人の場合は一部で可)</li> </ul>
保険組合、共済組合など	< 被保険者の市町村民税が非課税の場合> ⇒ 申請者(患者本人又は保護者)の ・市町村・県民税課税(非課税)証明書(被保険者と同一人の場合は不要) ・遺族年金、障害年金等の振込通知書等のコピー

#### ≪注意事項≫証明書類は変更届出を行う時期によって必要年度、必要年が異なります。

証明書類の種類	変更届出を行う時期
市町村民税・県民税課税(非	4月1日から6月30日…前 <b>年度分</b> に係る証明書類
課税)証明書	7月1日から3月31日…届出を行う <b>年度分</b> に係る証明書類
遺族年金、障害年金等の振	1月1日から6月30日…前々 <b>年分</b> に係る証明書類
込通知書等のコピー	7月1日から12月31日…前 <b>年分</b> に係る証明書類

# その他の変更事項

#### 【人工呼吸器等装着車に該当することになった場合】

変更届出書(裏面) 6 その他の変更事項に記載のうえ、(県単独指定難病用)人工呼吸器等装着車に係る証明書(医師が記載したもの)を提出してください

#### < 県単独指定難病に起因して人工呼吸器を装着している場合の要件>

次の①~④の項目全てに該当すること。

- ① 人工呼吸器装着の有無 ...「1. あり」に該当
- ② 施行状況…「3. 一日中施行」に該当
- ③ 離脱の見込み…「2.なし」に該当
- ④ 生活状況…いずれも「部分介助」又は「全介助」に該当

## <**県単独指定難病に起因**して体外式人工補助心臓を装着している場合の要件>

体外式補助人工心臓(ペースメーカーではありません。)の装着の有無...「1. あり」に該当すること。

## 【高額難病治療継続者(高額かつ長期)に該当することになった場合】

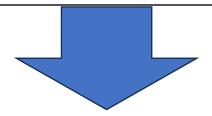
変更届出書(裏面)6その他の変更事項に記載のうえ、

- ・月ごとの県単独指定難病に係る医療費総額が5万円を超える月が6回以上あることを 証明する書類(領収書のコピー、自己負担上限月額管理票等)
- ※ 提出していただいた書類に加え、更に提出書類を求めることがありま

## \*加入している健康保険が確認できる書類のコピー等

- 保険者名、記号番号、患者名、資格取得年月日、被保険者名(被用者保険の場合のみ)が確認できる次のいずれかをご提出ください。
  - I.「健康保険証」の写し(有効期限内に限る。期限がない場合も令和7年 | 2月2日以降は不可)
  - 2. 「資格確認書」の写し
  - 3. 「資格情報のお知らせ」の写し(被用者保険の場合、被保険者本人・家族の別が確認できないため不可)
  - 4. マイナポータル上の資格情報画面のスクリーンショット(画面を印刷したものでも可)
- ※ マイナポータルの資格情報画面を申請時に窓口で見せることで、上記 I~4の代わりにできます。

変更届け出書の記載例は次ページをご覧ください



# 記載例

(宛先)

## 県単独指定難病の医療給付に係る変更届出書

# 変更届出書には変更があった事項のみ記入してください。

埼玉県特定疾患等医療給付事業実施 要綱第16の規定により、申請内容に 係る事項を次のとおり変更したいので 届出ます。

L	中间10	出白/	と文文学	休设白	(出台ル)	10 成不	週り場に	1 / VJ iG 1	61	
<u> </u>	氏 名		:	埼玉	<b>忙</b> 子		患者 と の続 柄	4	本人	
	受給者番号		9	8	7	6	5	4	3	

## 患者に関する事項

変(該当する	更 事るものの	_	変 更 す る 内 容		変更年	月日	
氏		名			年	月	
居	住	地	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1		令和〇年	FO月C 日	
日中連絡がつく電話番号			080-1100-XXXX ※携帯電話番号など日中連絡がつく番号を	記入			

## 保護者に関する事項

変 更 事 由 (該当するもののみ記入)	変 更 す る 内 容	変更年月日		
氏名 • 続 柄	続柄	年 月 日		
居 住 地		年 月 日		
日中連絡がつく電話番号				

## 3 患者が加入する健康保険に関する事項(保険者名称、記号・番号等に関すること。)

変更年月日		令和〇年〇月〇日					
フリガナ		サイタマ ハナコ		変更後の患			
変更後の 被保険者氏名		埼玉 花子		者との続柄	本人		
保険者名	変更前	●●健康保険組合	変更後の 記号・番号		. 4.5		
称	変更後	さいたま市 (国民健康保険)	(後期高齢者医療 広域連合の場合は 被保険者番号)	■■ 12345			

4 支給認定基準世帯員に関する事項

加入する健康保険を変更した場合及び支給認定基準世帯員に変更が生じた場合に記入してくださ

い。

5

なお、支給認定基準世帯員欄には患者と同じ健康保険に加入する者全員を記入してください。

	患者氏名		İ	奇玉 花子			養者氏名 が申請する場 合)	※患者本人が受給 は記入不		合
	患者と同じたのである。	-		生年月日 患者と の続柄		患者と同	患者と			
支給認	埼玉	太郎	昭和3	5年11月14日	父			護者の場合は健康保 く「保護者氏名欄」		
定基準#	認 定 基 準 世 帯			40年6月30日	<del>B</del>	>	と同じ健康保険に加入する方を <b>全員</b> 記入してください。			
帯員	埼玉 四郎 平		平成	平成2年9月9日		j				
						る市町村民税(所得割)額をもと 自己負担上限月額の算定を行いま			とに	
送	付先に関す	する事項			\	<u>.</u>	す。			
変 更 事 由 (該当するもののみ記入)					更する	る 内 容		変更年月	3 8	
	氏 名	• 続 ホ	丙			続柄		年	月	
居 住 地 〒330-0061 さいたま市浦和					0区常盤	6- 4-	4	令和〇年	₹○月○	В
080-1100-xxxx										

## 6 その他の変更事項

日中連絡がつく電話番号

変	更	年	月	$\Box$	╛	
変	更		事	項	項	
変	更		理	H	曲	

※携帯電話番号など日中連絡がつく番号を記入

## 【注意事項】

次の場合は自己負担上限月額が変更になる可能性がありますので御注意ください。

患者が加入する健康保険	自己負担上限月額が変更になる可能性がある場合
国民健康保険(市町村)	支給認定申請をした時点と比べて
後期高齢者医療広域連合	市町村民税が課税されている支給認定基準世帯員に
国民健康保険組合(土建国保、建設国保など)	変更がある場合
上記以外の健康保険	支給認定申請をした時点と比べて
全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合など	<b>被保険者</b> に変更がある場合

また、「**患者が加入する健康保険」**を変更した場合、「**支給認定基準世帯員」**の構成が変更になることがあります。表を参考に御確認ください。

なお、自己負担上限月額に変更が生じた場合は、原則として<u>届出をいただいた月の翌月初日(変更手続を行っ</u>た日が月の初日である場合はその日)から適用されます。